

2021年度
回覧用

古い消火器危険です!!

横浜市防災機器販売協同組合

消火器にも寿命があります!!

●消火器は購入から、5年経ったら中身(薬剤)の詰替、10年経ったら交換しましょう

●消火器の購入 1本

5,200円

●加圧式粉末消火器薬剤量1.2kg・●強化液消火器は裏面をご覧ください。

◆薬剤の詰替 1本

3,000円

- ◆薬剤詰替の目安は購入から5年目です。
- ◆加圧式粉末消火器 (薬剤量1.5kgまで)
- ◆使用期限(耐用年数)を過ぎた消火器は、詰替ではなく、買替(廃棄)になります。



※購入・詰替は各家庭へ訪問(配達)の場合、別途訪問(配達)料が1,000円掛ります。

●古くなった消火器は、使えなかったり、放置しておくと破裂事故につながったりします!新しい消火器に交換しましょう

★消火器の廃棄

1本 **1,100円**

★廃棄のみで自宅訪問の場合 2,500円

★リサイクルシール貼付済の消火器の廃棄料金は、上記の価格より500円引になります。



※このラベルの消火器は、使用期限が過ぎています。買い替えましょう。

※このラベルの消火器には、使用期限が記載されています。確認して下さい。

※金額は、すべて消費税込みです。※詳細は、裏面をご覧ください。

※お申し込みの時期によっては、実施時期が、翌年(2022年)1月以降になる場合がございます。

消火器購入・薬剤詰替・消火器廃棄申込書

氏名	住所	電話	購入		詰替	廃棄	自宅配達 希望する方は Oして下さい。
			粉末	強化液			
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する
			本	本	本	本	希望する

※お客様にご記入頂いた個人情報は、消火器事業以外には使用致しません。

区	自治会・町内会		班・組
担当者氏名 ・連絡先	氏名	電話番号	

消火器購入・薬剤詰替・消火器廃棄価格表

※金額は全て消費税込です。・価格は1本あたりの金額です。

※消火器の新規購入、薬剤詰替は各家庭へ訪問(配達)の場合、別途訪問(配達)料が1,000円掛ります。

消火器購入 (自治会にまとめて配達)

※仕様は機種によって異なります。

●粉末消火器 5,200円

◇加圧式ABC粉末消火器

- ・使用期限
約10年間
- ・消火薬剤
粉末1.2kg
- ・放射時間
約14秒
- ・総質量
約2.45kg
- ・全高
約380mm



※新しく購入して頂いた消火器には、リサイクルシールが貼付されています。リサイクルシールが貼付してある消火器は、安く処分できます。

●強化液消火器 7,400円

◇蓄圧式強化液消火器

- ・使用期限約5年間
(詰替は出来ません)
- ・消火薬剤
強化液1.0リットル
- ・放射時間 約21秒
- ・総質量 約2.47kg
- ・全高 約374mm



ゲージの針が緑色の部分にあれば正常です



・粉末消火器(業務用消火器)は、一般家庭及び消防法上の設置対象のどちらでも設置できる消火器です。強化液消火器(住宅用消火器)は、一般家庭でのみ設置ができる消火器になります。ですので粉末消火器(業務用消火器)をご家庭に設置しても何の問題も御座いません。

薬剤は購入から5年を目安に詰替しましょう。

薬剤の詰替

自治会・町内会へ訪問
まとめて詰替

未使用

使用済み

3,000円

3,900円

※加圧式粉末消火器薬剤量1.5kgまで

※この他のサイズの消火器も詰替え致します。ご相談下さい。

消火器廃棄

(消火器の種類によっては、廃棄料金が異なる場合がございます)

◎消火器の廃棄料金

- ・買替時の廃棄
- ・自治会・町内会でまとめて廃棄だけする場合
- ・組合員店舗までお持ち頂いた場合

1,100円

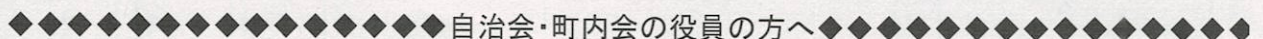
◎消火器の廃棄のみでご自宅まで取りに行く場合

※2本目以降は、1,100円づつ加算になります。

2,500円

※リサイクルシール貼付済みの消火器の廃棄は、上記の価格より500円引きになります。

※2010年以降製造の消火器には、リサイクルシールが添付してあります。



◆◆◆◆◆自治会・町内会の役員の方へ◆◆◆◆◆

※自治会・町内会名、担当者の氏名・電話番号を明記して下さい。

※まとめて配達の場合、ご記入の担当者宛に連絡致します。(自宅配達の場合、各家庭に直接連絡致します。)

※連絡は担当組合員からになります。(担当組合員のお問い合わせは下記まで。)

横浜市防災機器販売協同組合

〒241-0005 横浜市旭区白根1-20-18

電話番号 045-954-5011

FAX番号 045-954-5014

※受付時間:平日9時~17時、土曜・日曜・祝日は休み

注意!! あなたの消火器は大丈夫ですか?

●腐食・変形・キズがある消火器を使用すると大変危険です!

また、耐用年数を過ぎたものや失効消火器については使用しないでください。

※消火器はごみとして廃棄することはできません。(消防署では引取りを行っていません)

メーカー等により回収・リサイクルを行っておりますので、メーカーや購入した販売店にお問合せください。

また、(社)日本消火器工業会は古い消火器を安全に回収・廃棄するために、消火器リサイクルシステムを運用しています。※消火器リサイクルシステムについては「(株)消火器リサイクル推進センター(外部サイト)」のページでご確認ください。

●こんな消火器は絶対に使用しないでください!

- ・溶接部及びその周辺の剥離
- ・使用に耐えない変形
- ・サビを落としても腐食の残るもの



住宅用火災警報器は、 10年たったら交換しましょう!!

●住宅用火災警報器は、新築住宅が平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から設置が義務付けられています。

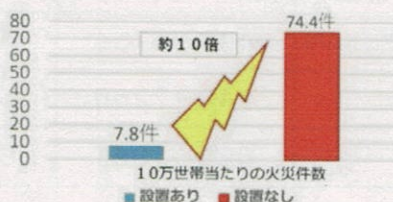
●多くの方のお宅の住宅用火災警報器が、間もなく交換の時期を迎えます。

●いざという時にしっかり機能するように、住宅用火災警報器は10年をめぐりに交換しましょう。

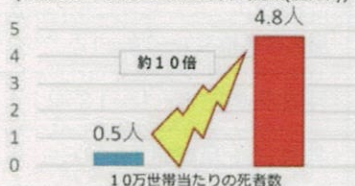
●住宅用火災警報器の設置効果

過去10年間における横浜市内の火災状況を見ると、住宅用火災警報器の設置の有無により、住宅火災の発生率や死者の発生率にも大きな差が出ており、住宅用火災警報器を設置することで、火災の件数や死者の減少につながっています。

住宅用火災警報器の設置有無による火災件数の比較
(平成23年～令和2年の10年間平均比較(横浜市))



住宅用火災警報器の設置有無による火災死者の比較
(平成23年～令和2年の10年間平均比較(横浜市))



※「設置なし」の住宅には設置不明を含みます。